

別表第3(第5条関係)学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1大学卒	一 博士課程修了	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了
	二 修士課程修了	学校教育法による大学院修士課程の修了
	三 旧大学院後期修了	旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学院または研究科の第2期または後期の修了
	四 旧大学院前期修了	旧大学令による大学院または研究科の前期の修了
	五 旧大学院第1期修了	(1) 旧大学令による大学院または研究科の第1期の修了 (2) 学校教育法による大学の医学部の医学科もしくは歯学科または歯学部歯学科(医科大学の医学科または医科歯科大学の歯学科を含む。)の専攻科の卒業
	六 医大卒	(1) 学校教育法による大学の医学部医学科(医科大学の医学科を含む。)の卒業 (2) 学校教育法による大学の医学部歯学科または歯学部歯学科(医科歯科大学の歯学科を含む。)の卒業 (3) 旧大学令による大学の医学部医学科(医科大学の医学科を含む。)の卒業 (4) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	七 新大卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 海上保安大学校本科の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	八 旧大卒	(1) 旧大学令による3年制の大学の卒業 (2) 学校教育法による大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
2短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校または養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安学校燈台科(「新高3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (5) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	三 旧専5卒	(1) 旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による医学専門学校(修業年限5年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	四 旧専4卒	(1) 旧専門学校令による4年制の専門学校の卒業 (2) 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による高等師範学校または女子高等師範学校の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格

	五 旧専3卒	(1) 旧専門学校令による3年制の専門学校の卒業 (2) 旧師範教育令による師範学校または青年師範学校の本科(修業年限3年のものに限る。)の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	六 準専2卒	(1) 旧師範学校規程(明治40年文部省令第12号)による師範学校の卒業 (2) 海上保安学校(「新高3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
3高校卒	一 新高4卒	(1) 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校または養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	二 新高3卒	(1) 学校教育法による高等学校または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	三 旧中5卒	(1) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による5年制(「高小卒」を入学資格とする3年制のものを含む。)の中学校、高等女学校または実業学校の卒業 (2) 保健師助産師看護師法による准看護師学校または准看護師養成所の卒業 (3) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	四 旧中4卒	(1) 旧中等学校令による4年制(「高小卒」を入学資格とする2年制のものを含む。)の中学校、高等女学校または実業学校の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
4中学卒	一 新高1卒	(1) 海員学校の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	二 新中卒	(1) 学校教育法による中学校または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の中等部の卒業 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	三 高小卒	(1) 旧小学校令(明治33年勅令第344号)による小学校または旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格
	四 小学校	(1) 旧小学校令による小学校尋常科または旧国民学校令による国民学校初等科の修了 (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格